

令和5年11月20日

教職員各位

男女共同参画推進室長

本橋 令子

令和6年度入試業務従事に係る一時保育利用の支援について（通知）

男女共同参画推進室では、教職員のワーク・ライフ・バランスの確保等のために各種支援制度を設けて運用しております。

つきましては、「静岡大学一時保育料金助成制度実施要項」（令和5年7月19日施行）に基づき、入試業務に従事する教職員の育児負担の軽減を図るため、同業務に従事するための一時保育に要した費用の全額を助成します。（別紙1）

なお、同要項施行により、新たに非常勤教職員も助成の対象となりましたのでご利用ください。

また、静岡キャンパス、浜松キャンパスにおいて保育事業者による一時保育を実施いたします。（別紙2、3）

制度の利用にあたっては、実施要項、別紙1～3及び男女共同参画推進室ホームページをご覧ください。本助成制度のご利用を希望される方は、別添の「一時保育料金助成制度利用申請書」を男女共同参画推進室にご提出ください。

○男女共同参画推進室ホームページ

<https://www.sankaku.shizuoka.ac.jp/support/childcare>

男女共同参画推進室

本件担当：宮地、佐藤

TEL：054-238-3052・3068

FAX：054-238-3160

Mail: takenoko@adb.shizuoka.ac.jp